

大阪市告示第596号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年4月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪城弓道場	令和8年5月7日（木）	午前9時から 午後9時まで
	令和8年5月11日（月）	
	令和8年5月18日（月）	
	令和8年5月25日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）